

平成24年(三)第2498号 施設立入仮処分命令申立事件

決 定

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室

債 権 者 特定非営利活動法人OurPlanet-TV
同 代 表 者 理 事 白 石 草

債 権 者 白 石 草
上記兩名代理人弁護士 梓 澤 和 幸
同 河 崎 健 一 郎
同 福 田 健 治
同 井 桁 大 介
同 小 松 圭 介
同 倉 地 智 広

東京都千代田区永田町一丁目6番2号

債 務 者 国 会 記 者 会
同 代 表 者 常 任 幹 事 鈴 木 博 之
同 友 安 潔
同 萬 直 樹
同 曾 我 豪
同 代 理 人 弁 護 士 野 本 俊 輔
同 吉 葉 一 浩
同 三 神 光 滋

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

債務者は、債権者らに対し、平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間、東京都千代田区永田町1-6-2所在の国会記者会館屋上を使用させなければならない。

第2 事案の概要等

1 本件は、インターネット放送局を運営する債権者特定非営利活動法人Our Planet-TV（以下「債権者法人」という。）と、債権者法人の理事でありフリーのビデオジャーナリストである債権者白石草（以下「債権者白石」という。）が、国会記者会館（以下「本件建物」という。）を使用・管理する債務者から、本件建物屋上への取材活動目的での立入りの申入れを拒否されたとして、債権者らが、債務者に対し、取材の自由に基づく本件建物への施設立入請求権を被保全権利として、上記申立ての趣旨のとおり仮処分命令を求める事案である。

2 当事者の主張は、各主張書面のとおりであるから、これらを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 前提となる事実（末尾に疎明資料等を掲記した事実以外の事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 債権者法人は、非営利のインターネット放送局である「Our Planet-TV」を運営する特定非営利活動法人であり、債権者白石は、フリーのビデオジャーナリストであり債権者法人の理事である（甲2、審尋の全趣旨）。

債務者は、日本新聞協会員である新聞、通信、放送各社合計153社を会員として構成されるいわゆる記者クラブで、権利能力なき社団にあたる（乙1、2、審尋の全趣旨）。

債権者らは、債務者の会員ではない。

(2) 本件建物は国有財産であり、衆議院は、債務者に対し、国会関係取材のた

めの新聞、通信、放送等の事務室として本件建物及びその敷地を使用することを承認している（乙2）。

債務者は本件建物の平常の管理とその費用の負担をし、債務者の会員である各報道機関は本件建物に事務室を設置し、これに所属する記者が国会関係取材等のために本件建物を利用している（乙2）。

- (3) 債権者白石は、平成24年7月6日、本件建物を訪れて、債務者の事務局長である佐賀年之（以下「佐賀」という。）と面会し、佐賀に対し、反原発の抗議行動を本件建物の屋上から撮影し、債権者法人の運営するインターネット放送局を利用して全国に配信するため、債権者白石の本件建物の屋上への立入りを要望したが、佐賀はこれを断った。同月13日には、債権者白石とその代理人弁護士3名が、本件建物を訪れて、佐賀と面会し、本件建物の屋上における取材活動のための本件建物への立入りを再度求めたが、佐賀はこれを認めなかった（甲8、乙2）。

2 被保全権利について

債権者らは、本件建物を管理する債務者に対し、取材の自由に基づき、本件建物への施設立入請求権を有すると主張する。

報道の自由が憲法21条1項によって保障され、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分に尊重されるものであることは言うまでもない。しかしながら、憲法上のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであって、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものではない（最高裁昭和48年12月12日大法廷判決・民集27巻11号1536頁）。また、取材の自由は、いわゆる消極的自由、すなわち報道機関の取材行為に国家機関が介入することからの自由を意味するものであり、そもそも国と個人との間の関係においても、一定の行為を請求することができるという積極的な権利まで当然に含むものではない。

このような取材の自由の権利としての性質からすると、債権者らの取材の自

由自体は十分尊重に値するが、このことから直ちに、国の所有する施設を使用・管理することを認められた私人に対して、取材活動のために当該施設に立ち入らせるよう求める請求権が発生するものではないほか、本件建物が債務者の会員である報道機関の記者によって使用されている事実及び実態に加えて、同業者である債権者らの本件建物の屋上の使用目的等による必要性を考慮しても、本件建物を管理する債務者との間でその使用権限について何らの合意もしていない債権者らが、債務者に対して、取材の自由に基づく本件建物への施設立入請求権を有すると解すべき根拠を見いだすことはできない。

したがって、債権者らが被保全権利として主張する、取材の自由に基づく本件建物への施設立入請求権が存在すると認めることはできない。

- 3 よって、本件申立ては、その余の点を判断するまでもなく理由がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成24年7月26日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 福 島 政 幸

裁判官 遠 田 真 嗣

裁判官 園 田 稔

これは正本である。

平成24年7月26日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 藤田和久

